

訪問看護ステーションいしかわ 利用料金表(介護保険)

2025年4月時点

基本料金 サービス内容	要介護の方				要支援の方				説明
	全額	利用者負担額			全額	利用者負担額			
		1割	2割	3割		1割	2割	3割	
訪問看護I1	¥3,140	¥314	¥628	¥942	¥3,030	¥303	¥606	¥909	訪看 I 1 (20分未満)
訪問看護I2	¥4,710	¥471	¥942	¥1,413	¥4,510	¥451	¥902	¥1,353	訪看 I 2 (30分未満)
訪問看護I3	¥8,230	¥823	¥1,646	¥2,469	¥7,940	¥794	¥1,588	¥2,382	訪看 I 3 (30分以上1時間未満)
訪問看護I4	¥11,280	¥1,128	¥2,256	¥3,384	¥10,900	¥1,090	¥2,180	¥3,270	訪看 I 4 (1時間以上1時間30分未満)
訪問看護I5(1回)	¥2,940	¥294	¥588	¥882	¥2,840	¥284	¥568	¥852	リハビリ 1回20分
訪問看護I5(2回)	¥5,880	¥588	¥1,176	¥1,764	¥5,680	¥568	¥1,136	¥1,704	リハビリ 2回40分
訪問看護I5・2超	¥7,950	¥795	¥1,590	¥2,385	¥4,260	¥426	¥852	¥1,278	リハビリ 3回60分
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	月1回算定 ①電話対応等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にある ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722	月1回算定
特別管理加算(Ⅰ)	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	月1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること
特別管理加算(Ⅱ)	¥2,500	¥250	¥500	¥750	¥2,500	¥250	¥500	¥750	月1回算定 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
退院時共同指導加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	医療機関等からの退院後に、円滑に訪問看護を提供できるように、入院中に訪問看護ステーション等の看護師等が医療機関と共同して、在宅での療養上必要な指導を行うことを評価する加算
初回加算(Ⅰ)	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050	病院・診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	¥3,000	¥300	¥600	¥900	¥3,000	¥300	¥600	¥900	訪問看護ステーション等が新規の訪問看護計画書を作成することを評価する加算
看護・介護職員連携強化加算	¥2,500	¥250	¥500	¥750	¥2,500	¥250	¥500	¥750	月1回算定 喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援することで算定できる加算
口腔連携強化加算	¥500	¥50	¥100	¥150	¥500	¥50	¥100	¥150	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に算定できる加算
専門管理加算	¥2,500	¥250	¥500	¥750	¥2,500	¥250	¥500	¥750	①緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に算定 ②特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定
看護体制強化加算(Ⅰ)	¥5,500	¥550	¥1,100	¥1,650					月1回算定 看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者様に対して訪問看護体制を整え、かつ提供した場合に、事業者に対して所定の単位数を加算
看護体制強化加算(Ⅱ)	¥2,000	¥200	¥400	¥600					
看護体制強化加算(予防)					¥1,000	¥100	¥200	¥300	
サービス提供体制強化加算	¥60	¥6	¥12	¥18	¥60	¥6	¥12	¥18	基準に適合し、都道府県知事に届出た指定訪問看護事業所が算定できる
ターミナルケア加算	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500					死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合に算定

【保険適用外】

交通費	1回	説明
事業実施地域以外	¥690	事業実施地域(四国中央市)以外
死後の処置料	¥10,000	亡くなられた後の処置費

訪問看護ステーションいしかわ 利用料金表(医療保険)

2025年4月時点

基本料金(1回につき)

訪問回数/負担割合	全額	基本療養費 ※1	管理療養費 ※2	利用者負担額			補足	
				1割	2割	3割		
月の初日	¥13,220	¥5,550	¥7,670	¥1,322	¥2,644	¥3,966	※1 准看護師の場合や、専門の研修を受けた看護師による場合は金額が異なります	
2日目以降	週3日まで	¥8,550	¥5,550	¥3,000	¥855	¥1,710	¥2,565	※2 表記は従来型です。機能強化型訪問看護管理療養費に該当する場合は下記の通りになります 【月の初日】 機能強化型訪問看護管理療養費1 →13230円 機能強化型訪問看護管理療養費2 →10030円 機能強化型訪問看護管理療養費3 →8700円 【2日目以降】 訪問看護管理療養費1 →3000円 訪問看護管理療養費2 →2500円
		¥8,050	¥5,550	¥2,500	¥805	¥1,610	¥2,415	
	週4日以降	¥9,550	¥6,550	¥3,000	¥955	¥1,910	¥2,865	
		¥9,050	¥6,550	¥2,500	¥905	¥1,810	¥2,715	

【基本利用料以外(加算)】

加算(一部抜粋)	全額	利用者負担額			説明	
		1割	2割	3割		
退院時共同指導加算	¥8,000/回	¥800	¥1,600	¥2,400	保険医療機関又は介護保険施設に入院若しくは入所中の方に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合に算定される加算	
(※特別管理指導加算)	¥2,000/回	¥200	¥400	¥600	退院時共同指導加算の上乗せ加算 ※退院後、特別な管理が必要な者 (特別管理加算の対象者)	
24時間対応体制加算	¥6,800/月	¥680	¥1,360	¥2,040	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24時間連絡体制にあり、必要時訪問看護を行う体制にある場合に算定	
特別管理加算	¥2,500/月 ¥5,000/月	¥250 ¥500	¥500 ¥1,000	¥750 ¥1,500	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合に算定	
長時間訪問看護加算	¥5,200/回	¥520	¥1,040	¥1,560	1回の訪問時間が、1時間30分を超える訪問を行った場合 ・特別管理加算・特別指示期間の対象者(1回/週まで) ・15歳未満 超重症児又は準超重症児(3回/週まで) ・15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げるもの(3回/週まで)	
夜間・早朝訪問看護加算	¥2,100/回	¥210	¥420	¥630	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合に算定	
深夜訪問看護加算	¥4,200/回	¥420	¥840	¥1,260	深夜(22時～6時)に訪問看護を行った場合に算定	
乳幼児加算 幼児加算	¥1,300/回	¥130	¥260	¥390	・乳幼児(6歳未満)	
訪問看護 ターミナルケア療養費1 ターミナルケア療養費2	死亡月算定 1、¥25,000 2、¥10,000	¥2,500 ¥1,000	¥5,000 ¥2,000	¥7,500 ¥3,000	在宅で亡くなられた利用者の死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、ターミナルケアを行った場合に算定 1、在宅で亡くなられた利用者 (看取り介護加算その他これに相当する加算を算定している利用者を除く) 2、特別養護老人ホーム等で亡くなられた利用者 (看取り介護加算等を算定している利用者に限る)	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	¥2,650/回	¥265	¥530	¥795	診療所又は在宅療養支援病院の医師の指示により訪問看護ステーションの看護師等が訪問した場合に算定
	月15日目以降	¥2,000/回	¥200	¥400	¥600	
看護・介護職員連携強化加算	¥2,500	¥250	¥500	¥750	看護職員が、喀痰吸引等を行なう介護職員に対し、医師の指示の下、支援・連携した場合に算定	
退院支援指導加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合に算定 ※難病等及び特別管理加算の対象者	
	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	1回の時間が90分を超えた場合又は、複数回の合計時間が90分を超えた場合にわたる療養上の指導を行った場合に算定	
訪問看護情報提供療養費1	¥1,500/月	¥150	¥300	¥450	利用者の同意のもと、利用者の居住地の市長村保健所、精神保健センターに対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定	
訪問看護情報提供療養費2	¥1,500/各 年度1回	¥150	¥300	¥450	利用者の同意のもと、幼稚園、当該義務教育諸学校と高等学校等(大学を除く)からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文章を提供した場合に算定 ※厚生労働大臣が定める疾病の対象者 (入園、入学、転園・転学の場合、月1回別に算定できる)	
訪問看護情報提供療養費3	¥1,500/月	¥150	¥300	¥450	利用者の同意を得て、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に訪問看護に係る情報を提供した場合に算定	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	¥2,000/月	¥200	¥400	¥600	関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、当該カンファレンスで共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行なった場合に月2回に限り算定	

専門管理加算	¥2,500/月	¥250	¥500	¥750	①緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に加算 ②特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に加算
訪問看護医療DX情報活用加算	¥50/月	¥5	¥10	¥15	電子資格確認(オンライン資格確認)により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	¥780/月	¥78	¥156	¥234	医療従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に加算する

【保険適用外】

項目	料金	説明
超過料金	¥4,210 /30分	在宅患者訪問看護指導が、週3回を超える場合、30分につき
【交通費】三島・川之江	¥105	三島・川之江地域
【交通費】土居町	¥310	土居町
【交通費】新宮町・金砂町・富郷町	¥470	新宮町・金砂町・富郷町
【交通費】上記以外	¥670	上記以外の交通費
死後の処置料	¥10,000	亡くなられた後の処置費